

後期高齢者医療制度からのお知らせ 令和3年度の 保険料等について



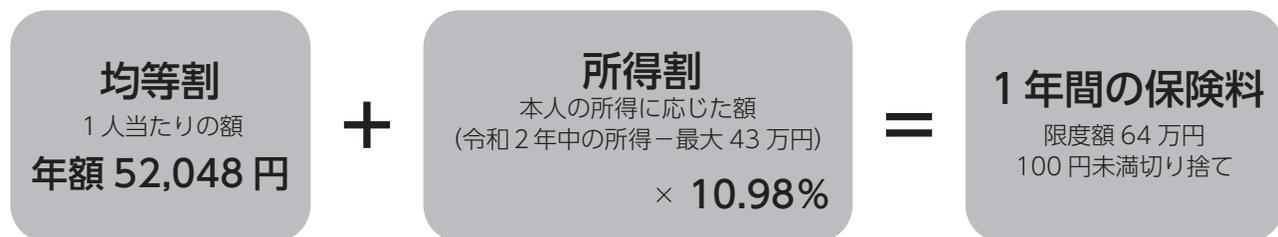
■問合せ 住民課国保医療グループ (☎ 74-3002)
北海道後期高齢者医療広域連合 (☎ 011-290-5601)

保険料の計算方法

保険料額は被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。
年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
保険料については、7月に個別にお知らせします。

所得とは…

前年の収入から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。



※1年間の保険料の上限額は、64万円になります。
※前年の所得金額により43万円の控除額が異なる場合があります。

保険料の軽減

①均等割の軽減

軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
昭和31年1月1日以前に生まれた人の公的年金などに係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。



対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	均等割の軽減割合 令和3年度
43万円 + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1)	7割
43万円 + (28万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1)	5割
43万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1)	2割

※令和2年度に7.75割軽減該当だった人は、令和3年度より7割軽減に見直されました。
※給与所得者などとは、以下のいずれかに該当する人となります。
・給与などの収入金額が55万円を超える人
・公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える人

②被用者保険の被扶養者だった人の軽減

※後期高齢者医療制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった人は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ、均等割が5割軽減となります。(52,048円 → 26,024円)

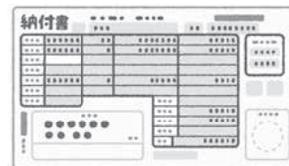
※被用者保険とは、協会けんぽなど、主にサラリーマンの人たちが加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません。

保険料の支払方法

保険料の支払方法は「年金からの支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。口座振替を希望される人は町に問い合わせてください。ただし、次のいずれかに当てはまる人は、「年金からの支払い」ができないため「納入通知書」や「口座振替」により納めていただきます。

- ・介護保険料が年金から引かれていない人（年金額が18万円未満の人）
- ・介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が引かれている年金の受給額の半分以上を超える人

※保険料の支払いが困難な場合は住民課国保医療グループに相談してください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し保険料の支払いが困難な人については、保険料の減免を受けられる場合があります。



国民健康保険からのお知らせ

国保は、加入者の皆さんが負担している保険税により運営していますが、国の制度改正により、次のように改正されました。

■改正の概要

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直し（給与所得控除や公的年金等控除から、基礎控除への10万円の振替など）に伴い、国民健康保険税の負担水準に意図しない影響や不利益が生じないように改正されました。

また、一定の給与所得者など（※1）が世帯に2人以上いる世帯は、当該見直し後においては国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を避けるため軽減基準額の見直しが行われています。

■保険税軽減措置の内容

世帯の前年中の所得が決められた所得基準を下回っている場合、保険税の均等割額（1人あたりの額）と平等割額（世帯あたりの額）が所得に応じて7割・5割・2割軽減されます。改正により以下のように変更となっています。

① 7割軽減

これまで 基準額 33万円 → 改正後 基準額 $43万円 + 10万円 \times (\text{給与所得者などの数} - 1)$ 以下

② 5割軽減

これまで 基準額 $33万円 + 28.5万円 \times \text{被保険者数} (\text{※}2)$ 以下 → 改正後 基準額 $43万円 + 28.5万円 \times (\text{被保険者数} (\text{※}2)) + 10万円 \times (\text{給与所得者などの数} - 1)$ 以下

③ 2割軽減

これまで 基準額 $33万円 + 52万円 \times \text{被保険者数} (\text{※}2)$ 以下 → 改正後 基準額 $43万円 + 52万円 \times (\text{被保険者数} (\text{※}2)) + 10万円 \times (\text{給与所得者などの数} - 1)$ 以下

※1 一定の給与所得者などは、給与所得者（給与収入が55万円を超える人）と、公的年金などの支給を受ける人（65歳未満：60万円を超える人／65歳以上：125万円を超える人）

※2 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した人も含まれます。

■国保税の課税限度額が変わります

国保税は、加入者の所得などに応じ、基礎賦課額（医療）分、後期高齢者支援金分、介護納付金分（40～64歳の加入者のみ）をそれぞれ計算し、合算したもので、それぞれ課税の上限が設定されています。これを課税限度額（打ち切り額）といいます。

高所得者に応分の負担を求める目的で、昨年、国の課税限度額が改正されました。町でも令和3年度から国保税の課税限度額を改正します。

なお、保険税率の改正は行いません。

改正後の課税限度額は右のとおりです。

区分	改正前	改正後
基礎賦課額（医療）分	61万円	63万円
後期高齢者支援金分	19万円	19万円
介護納付金分	16万円	17万円
計	96万円	99万円

※後期高齢者支援金分は変わりません。

■問合せ 税務財政課税務グループ（☎ 74-3003）／住民課国保医療グループ（☎ 74-3002）